

■鷹栖町販路拡大促進事業補助金

鷹栖町では、中小企業者等の販路開拓のため、自社商品、自社製品又は技術を商談会等に出展する経費を一部補助します。

助成対象者 ※すべて該当となる方

- (1) 鷹栖町商工会の会員である者
- (2) 鷹栖町内に本店、支店、営業所及び出張所を置いて事業を営んでいる者。
- (3) 年度内において、過去にこの規則による補助金の交付を受けていない者
- (4) 町税等を滞納していない者

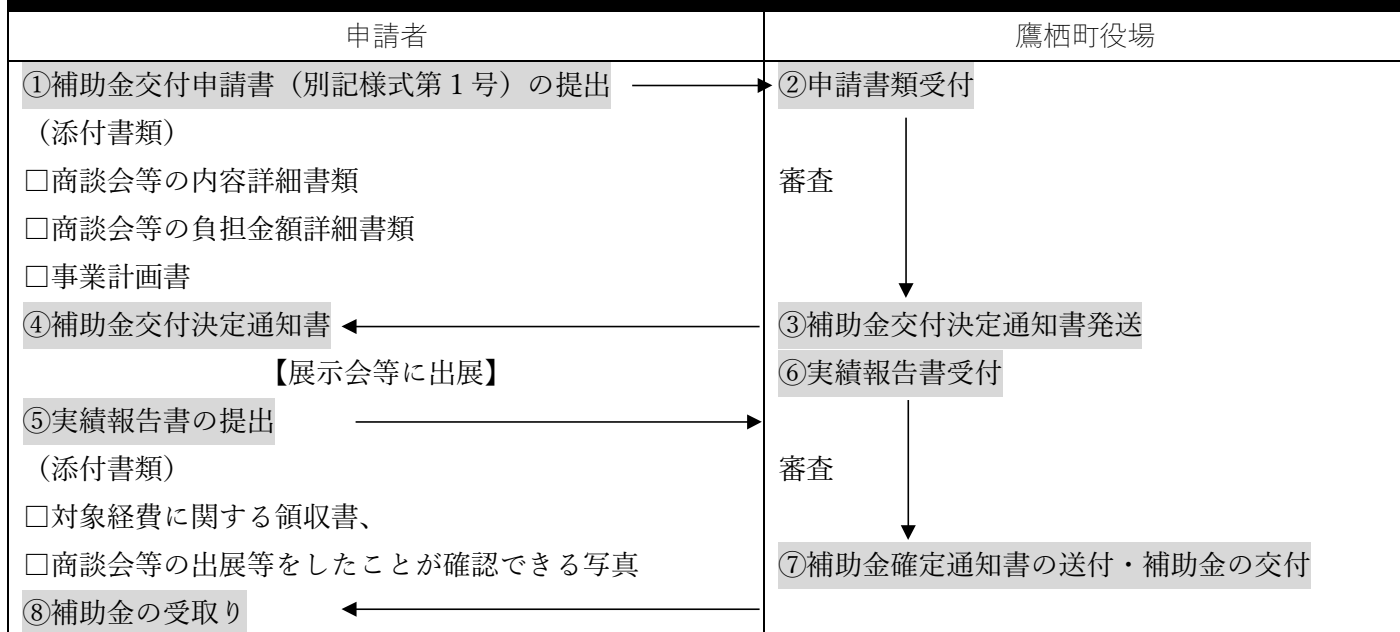
助成対象事業

対象事業	対象事業内容	対象外となる事業
商談会	企業またはバイヤーとの商談が望める	申請者自らまたは申請者の属するグループで開催するイベント
催事、物販イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・公に出店を募集していること ・町内で生産、製造または加工された商品を出品数の半数以上出品すること ・出店時に従事する者が半数以上町民又は従業員であること ・町をPRすること 	政治的または宗教的活動を目的としたイベント

助成内容

対象事業	対象経費	補助率	補助上限	備考
商談会	出展料、 <u>旅費、輸送費、備品借上料</u>	<u>2/3</u>	10万円	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の申請は、<u>年度内1回限りとする。</u> ・補助金の対象となる<u>旅費は、2人分以内とする。</u>
催事、物販イベント	出店料、 <u>旅費、輸送費、備品借上料</u>	<u>2/3</u>	<u>15万円</u>	

助成金交付までの流れ



※申請書等の様式については、鷹栖町のホームページからダウンロードできます